

精神異常と責任

—マクノートン・ルールは明らかに
異常をきたしている者に正当に適用できるか—

ジル・ピーエイ
訳・島村久幸 今村健一郎

序論

陪審員は全ての事件において以下のことを告げられるべきである。すなわち、全ての人は、その反対が満足のいくように証明されるまでは、正常 (sane) であり、かつ自分の犯罪に対して責任を負うるのに十分な程度の理性をもっていると推定されるということ、そして精神異常 (insanity) を理由に抗弁を確立するためには、当該行為に及んだそのとき、被告側は精神疾患からくる理性の障害にさいなまれていたので、自分が行っていた当該行為の性質と良否 (nature and quality) を知らなかつたか、あるいはもし知っていた場合には、自分が悪いことをしているということを知らなかつたということが明確に証明されねばならないのであり… [もし被告が] 部分的な妄想を抱いているだけであり、かつ他の点では精神異常ではない場合には、彼は責任に関して、妄想がそれに関して存在しているところの事実があたかも現実であった場合と同一の状況において思量されねばならないということを。

[マクノートン事件 (1843) 10 Cl & F 200, at 210]

もし成功すれば「精神異常を理由に無罪」という個別評決 (special

verdict)*に至るマクノートン抗弁 (M'Naghten defence) は、二つの主要な困難を抱えていると主張されている。第一に、それは過度に包括的であり、自動症 (automatism) による抗弁を根拠に適切に無罪とされるべき人びとへと、その範囲を拡張している。たとえばこのグループは、夢遊病を発症しているときに罪を犯した人びとと、高血糖症を発症しているときに罪を犯した人びとを包括する (Mackey and Mitchell 2006)。いずれのグループも臨床的には精神医学的治療が適用になる精神疾患を患っているものとは考えられない。実際、その治療はせいぜい内科的であり、糖尿病を患っている人びとに対する治療は、彼らのインシュリンレベルと飲食物の摂取の適切な管理なのである。しかし幾人かのそのような犯罪者が、英国の法廷によって、マクノートン・ルールの指定する狂人 (mad) に該当すると判決されてきた。たとえばヘネシー被告は、精神異常を理由に無罪という個別評決が答申される可能性を恐れて、免許が失効している期間内に運搬と運転を行ったという違反に対して有罪を申し立てた。自動症による抗弁が陪審に託されるべきであった（し、もしそれがうまくいったならば、完全な無罪に終わったであろう）と主張された彼の上訴では、糖尿病によって誘発された彼の状態は「精神異常を理由に無罪」の評決の諸条件に該当するという事実審（第一審）裁判官 (the trial judge) の判断が、控訴院 (the Court of Appeal) によって支持された (Hennessy (1989) 89 Cr App R 10)。

この過度の包括性の問題は、連合王国では、(a) 精神異常者の主張を支持する医学的証拠を専門家に要求する（精神異常と答弁不適格に関する）1991年刑事訴訟法と、(b) 国内裁判所に対して欧州人権裁判所の判例を斟酌し、1950年に制定された欧州人権条約の原則を支持する1998年人権法の通過によって大規模に修正された。Winterwerp対オランダ事件 (1979) 2 EHRR 387に従って、自由の喪失を伴う精神病院への強制入院の前には、当該人物の精神障害が強制的な監禁を是認する種類もしくは程度のものであるということ

の客観的な医学的証拠を根拠とする認定の存在が不可欠である（欧州人権条約第5条）。それゆえに、夢遊病患者と糖尿病患者は精神病院に監禁されるべきであると主張する精神科医を見つけるのは困難である。よって、裁判所においてそのような犯罪者をこの方法で処分することを熱心に求める立場は窮屈に追い込まれている。さらに、ドメスティック・バイオレンスにおける犯罪と被害者に関する2004年法（the *Domestic Violence, Crime and Victims Act 2004*）の通過に伴って、謀殺**（murder）で告訴され、精神異常による抗弁を申し立て、成功した者が、機械的に精神病院に送致されるような処分の最後の不公平性が修正された。それゆえ、マクノートン・ルールにおける過度の包括性の問題は主として単なる歴史的興味から来る問題であり、本論はこの問題に更なる関心を抱くことはないであろう。

本論はむしろ、第二の批判、つまりマクノートン・ルールの条項が過少に包括的であるという批判に焦点を合わせる。このことから帰結するのは、明白に狂人である犯罪者が、そうであるにもかかわらず、マクノートン抗弁の使用から排除されてしまう（あるいは彼らの法律顧問が、自分たちが排除されていると考えて、マクノートン抗弁のための司法手続きをとらない）ということである。その代わりに、たとえば、謀殺で告訴された人びとは、限定責任—謀殺の起訴内容に対する部分的な責任を意味する抗弁—の方向で司法手続きをとるであろう（これが申し立てられて成功した下記のクリストファー・クルーニス事件を見よ）。しかしながら、もしこの答弁が却下されれば、加害者は謀殺で有罪を宣告されるであろう（下記のピーター・サトクリフ事件を見よ）。謀殺の有罪判決は完全責任を意味し、終身刑の実刑判決をもたらす。犯罪者がその犯罪に対する責任を減じるような深刻な精神障害に罹っているのだが、しかしマクノートン・ルールが過少に包括的であるがゆえに、犯罪者がその条件の内に含まれえない場合、生じる結果は、本論で探究されるであろう諸理由のゆえに、適切でも公正でもないと見なされうる。

先へ進む前に二点注意が必要である。第一に、精神障害と犯罪との関係は複雑である。精神障害と暴力的犯罪との関係も同様に複雑である。精神障害の罹患者によって犯される最も深刻な性質の犯罪の発生率は極めて低い(Fazel and Grann 2006)。さらに国際的には、これらの非常に困難な事件に対する刑事裁判の反応はさまざまである。たとえばスウェーデンでは、いくつかの管区は犯罪者の責任の度合いに対する精神障害の影響力を有罪判決の時点では考慮せず、そのような問題をただ刑罰を科す時点で斟酌するのみである。合衆国のいくつかの州では、いくつかの管区が「精神異常を理由に無罪」を主張する抗弁の効力を、その抗弁のほんの一部分を保持しながら、制限する立場へと移行した(たとえばアリゾナ州を見よ。アリゾナ州は道徳的不法行為(moral wrongness)の部分を保持したが、しかし認識能力の部分—被告は自分が何をしているか知っていたか—を削除した。クラーク対アリゾナ州における合衆国最高裁判決¹⁾を見よ)。一方で、カンザス州、モンタナ州、ユタ州などの他の州は「精神異常を理由に無罪」を主張する抗弁を、おそらくは有罪の者を放免することは道徳的責任を回避する行為であるという根拠から、全て削除してしまった。しかし他の17の州と連邦政府はマクノートン・ルールを、そのどちらの部分にも手を付けることなく、それと分かる形式で採用している。イングランドやウェールズといった他の国々はマクノートン・ルールを完全に保持してはいるが、犯罪者が入院措置を必要とするに十分な精神疾患に罹っていると考えられる場合には、刑罰を課す時点での治療的措置が代わりに選ばれることをも許容しつつ、技術的にマクノートン・ルールを狭い仕方で適用している。

第二に、1843年に遡るマクノートン・ルールは時代遅れであり、それゆえ詳細な考察に値しないと見なされるかもしれないが、当該ルールはその廃止や改正への要求に耐えてきたということに注目すべきである(たとえば1975年のバトラー委員会、1972年の刑法改正委員会²⁾を見よ)。21世紀に入ると、

精神異常を理由とする抗弁、あるいはそれに相当する抗弁の提起が衰退することで、刑法と精神医学の両者の間に、そして刑法それ自体の内にも数々の断裂が生じた（たとえばLoughnan 2006を見よ）。精神医学との断裂をここでは探究しない。しかし、この断裂はマクノートン・ルールの潜在的に致命的な側面であるということを忘れないことが重要である。たとえば、精神医学において深まりつつある指令妄想（command hallucinations）の役割に関する知識は、純粋な認知障害と有意的（volitional）障害との伝統的な区別の崩壊に寄与している。マクノートン・ルールは前者をカバーするものの、後者はカバーしない（指令妄想の研究に関しては、Monahan *et al* 2001、Rogers 2006を見よ）。

本論は本来的にはイングランドとウェールズでのマクノートン・ルールの適用に関わることになるのだが、一般的なレベルにおいては、それ以外にも先に概略を示したマクノートン・ルールにまつわる諸事例のいくつかの種類にも、議論を適用できるようにすることを意図している。本論はマクノートン・ルールの簡単な復習から出発し、次いでイングランドにおける比較的最近の二つの事件—クリストファー・クルーニス事件とピーター・サトクリフ事件—を使って、マクノートン抗弁における制限のいくつかを検討する。次に本論は精神異常と責任の関係の検討へと移る。そして2006年に合衆国最高裁で審理されたクラーク対アリゾナ州の事件を参考に、関連する諸問題のいくつかをさらに探究する。さらに、マクノートン・ルールの実践的適用および、それが精神医学上の見解と「適合」しないという問題を短い節で瞥見し、最後に本論は未解決のまま残されている一連の問題および疑問とともに話を結ぶことにしたい。

マクノートン・ルールの背景

仮にダニエル・マクノートンがエドワード・ドルモンドを射殺した1842年当時に、マクノートン・ルールによる抗弁が今日と同じ形式で存在していたとしても、このルールをもたらした彼自身は個別評決から利益を得ることができなかつたであろうということは、おそらく注意に値するであろう。ドルモンドは当時の首相ロバート・ピール卿の秘書であり、マクノートンが射殺しようとしたのはロバート・ピール卿であった。実際、彼はピール謀殺未遂で起訴された。彼の抗弁とは、自分はグラスゴーで保守党による迫害に遭っており、彼らが自分に犯行を強制したという「猛烈かつ恐ろしい妄想」にさいなまれていたというものであった。それは本来的には抵抗不可能な衝動による抗弁であった。妄想が「自分の行為に対する抑制」の全てを彼から奪ったという主張を支持すべく、医療関係の参考人たちは、議論の余地のある仕方で、きわめて特徴的な事例での精神異常の概念を拡張し、そうすることで刑事責任の決定における権力の行使を主張していた。(今日でも一般的であるのだが)原告たる国 (the Crown) は証拠を争わず、(ハドフィールト事件³⁾以来の個別評決に関する判例によって) マクノートンは精神異常を理由に無罪とされた。K. J. M. スミス (1998: 100) が述べたように、19世紀の最初の1/3の終わり頃までは、判事と有識者双方の間で、いつ、どのような根拠で精神的に無能力な行為者は刑法犯に関して有罪とされざるべきであるのかに関して、わずかな意見の一致に似たものさえ存在していなかった。法律は、被告が善悪の区別を知ることを妨げる認識能力の欠如を、そして/または被告自身の行為の性質を知ること妨げる認識能力の欠如を、そして/または極度の有意的欠陥に帰せられる自己支配の無能力を含んでいた。実際、「神と自然に反して自分が罪を犯していたということを彼は知っていたらうか」といった問い合わせが、人民間訴訟裁判所の主席裁判官の立場にある判事たちによ

って、見たところ臆面もなく問われえたのである⁴⁾。Smith (1998: 99) はこのことを、適切な法的テストに関する動搖を、そして有意のあるいは道徳的精神錯乱 (madness) を法はどうに考慮すべきかに関する動搖を反映した司法上の理解不可能性の一例として描いている。マクノートン事件はこれらの諸問題をクライマックスへともたらすことになったのである。

マクノートンに対する無罪放免には議論の余地があった。その評決に続いて、貴族院は女王座裁判所の判事たちに五つの問い合わせを提示した。それに対する回答が今日マクノートン・ルールとして知られるものへと至ったのである。しかし、これら（上記を見よ）は明らかに認識に基づくテストであり、有意のテストではなかった。したがって、マクノートン・ルールは、認知テストとして厳格に適用された場合、ダニエル・マクノートンの行動を包括しなかったであろう。

被告は、蓋然性の均衡*** (balance of probabilities) に基づいて自分が犯行当時マクノートン・ルールの条項に該当していたということを立証できる場合、完全な抗弁の資格を得るであろう。しかしながら、「精神異常を理由に無罪」という個別評決は、無罪放免を指定するものの、それは当該個人を裁判所の処分に服せしめるがゆえに、他の無罪放免とは異なっている。イギリスでは、この評決は陪審員によって答申されねばならない。自分は当該犯罪の成立に必要な主觀的要件 (mens rea; 訳者註—責任要件である故意や過失) を満たしていなかったという被告の主張（だが、たとえば被告が限定責任または自動症を提起するような場合、被告自身は精神異常を主張しようとしているのではない）に反駁する手段として、原告たる国が精神異常を主張する場合、原告は個別評決が答申される前に合理的疑い****を超えて (beyond a reasonable doubt) 当該事件を立証せねばならない (*Bratty v AG for NI [1963] AC 411-12*)。歴史的には、精神異常の評決の使用は稀であった。その第一の理由は、「犯罪を犯した精神障害者に関する1800年法」

によって、評決は厳格な監禁—この制限はやがて精神病院への強制入院の概念へと変化した—へと国の意に隨い機械的に通じていたからである。この不当な制限は、多くの被告が、特に軽微な犯罪で起訴された場合には、たとえ精神医療機関であれ無期限の監禁に身をさらすよりも、有罪を訴答し、（身体の拘束を伴わない）刑罰を受ける方を選ぶという結果をもたらした。これが引き起こした不公正が、最終的には（精神異常と答弁不適格に関する）1991年刑事訴訟法の通過へと至ったのであり、同法は免責や地域社会に根ざした処分を含むより柔軟な処分を裁判所に認めている。しかしこの法律でさえ、個別評決が答申された場合には、例外的に謀殺で起訴された者が無期限の入院措置に甘んじることを認めている。Mackay and Kearns (1999) が述べているように、この1991年法は、ほんのゆっくりとしか、謀殺よりも軽い犯罪で起訴された者によって幾分より頻繁に利用される抗弁へと至らなかつた。この個別評決が不人気であり続けているのには、いくつかの理由がある。最も注目に値するのは、「精神異常」の認定に未だ付きまとう烙印である。ドメスティック・バイオレンスにおける犯罪と被害者に関する2004年法の通過は、謀殺による起訴に関して、この残存する欠陥を最終的に矯正した。いまや全ての被告は、起訴内容にかかわらず、地域社会に根ざした処分を受ける資格を有している。

クリストファー・クルーニス (Christopher Clunis) 事件

1992年12月17日、フィンズブリー公園の地下鉄駅で、クリストファー・クルーニスはジョナサン・ジトーを襲撃し殺害した。ジトーはクルーニスの知り合いではなかった。彼は理由なくクルーニスに襲撃され背後から顔を刺された。その後まもなく彼は死亡した。クルーニスは偏執病的統合失調症に罹っていた。審理の場で彼は、限定責任を根拠に、謀殺に対しては無罪を、故

殺に対しては有罪を訴答した。判事は1983年精神保健法 (the Mental Health Act 1983) に基づいて彼に判決を言い渡し、第37条の入院命令に第41条に基づく制限を付した。この処分は、精神保健審査会もしくは内務大臣のいずれかが精神障害を理由にクルーニスを継続的に監禁することはもはや正当ではないと結論するまで、彼が強制的監禁に服することを意味した。

この事件のありのままの事実は、クルーニスの履歴の複雑さ、精神障害と犯罪に関する公衆の理解に対するこの事件の影響力、そしてそれに引き続く公序良俗上の含意のいずれに関してもその実情を伝えてはいない。結審後、クルーニスの保護と治療に関する調査が、勅選弁護士ジャン・リッチャーを議長に行われた。1994年の調査報告は、改善のためのいくつかの勧告を行い、殺人以前のクルーニスの保護における数々の欠陥を指摘した。これらはその報告書に全て詳細に述べられている。クルーニスは精神医療機関によく知られており、攻撃や暴力の履歴は文書で記録されていたし、1987年から1992年までの長期に亘るイングランドでの入院治療と外来治療の履歴も存在する。しかし、ここでの主要な関心は彼の公判である。なぜクルーニスは、犯行当時自分はマクノートン・ルールに該当する狂人であったという個別評決を提起しなかったのだろうか。

クルーニスが、自分のしていること、またはそれが悪いということのいずれかを知っていたかどうかは、推測されうるのみである。というのも、犯行当時、彼の胸の内にあったことを示すものは公には何ら存在しないからである。彼の有罪の訴答は法廷での更なる探究を妨げた。そして彼は殺人に関してリッチャー調査会で語ることを拒否した（他の事柄に関しては、知性とユーモアを示しつつ調査チームと意思の疎通を図ってはいたのだが：1994年リッチャー報告、第41段落）。報告書はまた、当時クルーニスは、自分が話したくない事柄に関する議論を避けていたということに彼の医療担当官が気付いていたと記録している。しかし、殺人の直後の彼の奇妙な振る舞いから拾い集

められるものは、認知障害の状態を暗示している。証人たちは彼が地下鉄に乗り、何ごとも無かったかのように他の乗客たちの間に座っていたと報告した（39. 3. 9段落）。起こったことを隠そうとしたり一時プラットフォームには多数の乗客がいた一、あるいは逃げおおせようとする試みは何ら存在しなかった。それゆえ少なくとも、たとえ彼が自分のしたことを知っていたとしても、彼は自分の行為が悪いことだと知っていたらうか、と問われうるであろう。

このことは更なる問題を引き起こす。悪い（*wrong*）とはどういう意味だろうか。要求されるのは行為が法的に悪いという知識であると法律家たちは主張する。自分の妻を殺し、警察が到着したときに、「連中はこれで私を絞首刑にするだろうな」と言ったウインドルという男の事件がこの解釈を支持すべく一少なくとも刑法の授業では一頻繁に引用される（Windle [1952] 2 QB 826）。実務上、多くの精神科医たちは「悪さ」の幾分より寛大な解釈を採用している。かくして Mackay （1990: 251）は、精神異常による抗弁に関する自身の調査に基づいて、「これらの事件において、証拠書類を読んで得られる一般的な印象とは、悪さの問題が、法の注釈者によって一様に描かれる厳格な仕方ではなく、むしろ全関係者による寛大な仕方で扱われてきたということである」と主張している。以下に論じるように、精神科医は、「仮に犯行当時に被告が経験していた妄想が現実であったならば、被告の行為は正当化されたであろうか」（Mackay *et al* 2006: 407）という問題を自問しているかに見える。興味深いことに、Mackay *et al* (2006: 407) も、この点に関して、もし被告が「部分的な妄想を抱いているならば、…彼は責任に関して、〔妄想がそれに関して存在しているところの〕*****事実があたかも現実であった場合と同一の状況において思量されねばならない」(1843 10 Cl & Fin 200 at 211) というマクノートン・ルールの第三の部分に注意を促し、議論の余地はあるものの、より寛大な解釈に対する基礎を創出している。だが、悪

さのより狭く厳格な法的テストがたとえ仮に適用されたとしても、クルーニスは、その明白な精神錯乱によってマクノートン・ルールの諸条件を満たしえたという何らかの証拠は存在しないのだろうか。

クルーニス事件での被告側の精神科医に私がこのことを質問したとき、精神異常による抗弁を考慮することは一度も思い浮かばなかったと彼は述べた。これは精神鑑定の際に彼に与えられた指示に落ち度があったということかもしれないが、注目すべきは、精神異常による抗弁が当時は極めて稀にしか利用されていなかったせいで、その抗弁の存在をよく知る専門家ですら、適切にその適用可能性へ向けての努力を払わないという結果がもたらされたのかもしれないという点である。それゆえ、実務はマクノートン・ルールの制限された諸条件以上に、その使用を制限しているのかもしれない。

当時、限定責任の評決であれ、「精神異常を理由に有罪」の評決であれ、事実上の結果は同じ—すなわち精神病院での無期限の監禁—でありえたならば、なぜこのことが重要なのだろうか⁵⁾。第一の理由は、公正にレッテルを貼るということである。この問題には後ほど戻ることにしたい。第二の理由は、精神異常を根拠に完全に無罪放免とされるのではなく、部分的に有責とされることに由来する法的諸帰結である。後者は有罪判決だが前者はそうではない。そしてこの問題は引き続く法的手続において重要ななる。

「部分的責任」と賠償

ジョナサン・ジトーの故殺から五年経った1997年に、クリストファー・クルーニスはカムデンとイズリントンの保健局に対する手続を開始した⁶⁾。本来的には、この訴訟は地方当局の過失を訴えており、それは当局が殺人以前のクルーニスを保護する義務を怠っていたと申し立てた (Peay 1999)。最終的には、控訴院は二つの理由で事件を却下した。その理由の第一は、主張は

故殺という原告自身の不法行為に基づいているということと、原告は再審理の可能性のある自分自身の違反行為（wrongdoing）から利益を得るべきではないという法諺であり、第二は、1983年精神保健法は、他に選択しうる救済、すなわち当局が怠慢である場合の第124条に基づく大臣による執行および/あるいは司法審査手続を規定しているのだから、申し立てられた地方当局による制定法上の義務違反はどれも損害を惹起しないということと、制定法に基づくアフターケアが準備されている場合、コモン・ロー上の義務を課することは公正かつ合理的ではないということである。これら二つの主張はどちらも疑わしいものであるにせよ、原告は自分自身の違反行為から利益を得てはならないという第一の理由は興味深い。メア対マクリーマー事件（no 1）[1985] 1 All ER 367が引用された。これは不法行為を学ぶ全ての学部生におなじみの事件であり、この事件の原告は、彼が交通事故で頭部傷害を蒙った後に起こった二つの強姦事件で彼が有罪判決を受けたことによる損害を回復した。しかしクルーニス事件において控訴院は、（違反行為をなした原告は損害を回復しうるのかという）公序良俗の問題がこの権威ある判例では明示的に提起されなかったという理由でこれを考慮しなかった。だが、もっと興味深い問題がある。クルーニスが限定責任のルートで故殺による有罪判決を受けたのではなく、仮に精神異常を理由に無罪とされたならば、どうなっていたであろうか。そうなると有罪判決はなかつたであろう。すると違反行為は存在したのであろうか。この問題には後ほど戻ることにしたい。

ピーター・サトクリフ（Peter Sutcliffe）事件

1975年から1981年1月までの間に、ピーター・サトクリフは人數不明の女性たちを襲撃し、公判では13名を殺害したと認定された。彼の抗弁の一部は、神の声が、使命へと赴き、通りから娼婦を一掃せよと伝えるのを自分は聞いた

たという主張を含んでいた。犯行が行われた時期の大半、サトクリフは運転手として雇われていたのだが、彼が以前、墓堀人として働いていたということは注目に値する。彼は謀殺で有罪判決を受け、最低30年の服役の勧告と共に終身刑を宣告された。1984年、パークハースト刑務所の別の収監者（皮肉なことに、この男も精神障害者であった）にマクスウェルハウスコーヒーの瓶で殴られ、顔面に相当な損傷を負ったので、彼はブロードムーア特別病院へと移送された。彼は今でもそこにいる。1997年、今度は彼は別の患者に襲われ、片目を失明した。

これらのありのままの事実は、またしても問題の複雑さの実情を伝えてはいない。第一に、サトクリフはそもそも「精神の疾患」に罹っていたのだろうかという疑問が存在する。抗弁の根拠—神の声を聞いた—は完全なでっちあげであり、彼が偏執病的統合失調症⁷⁾に罹っているという診断は、彼を数年に亘って鑑定してきたさまざまな精神科医たちを彼が欺いた結果であり、彼は今でも欺き続けている、とある者は主張した。たしかに幾人かは、彼の殺人の傾向は娼婦を殺害する傾向を超えていると信じている。彼の人生のより早い時期には、彼が男性を女性と同様に襲撃（そしてもしかすると殺害）したかもしれないということを示唆するものが存在する。地方大衆紙では二つの事例が一様に取り上げられる。その第一は、1966年にビングレーで起こった未解決のフレッド・クレイヴン殺人事件である。サトクリフはビングレーのごく近くに住んでおり、その地区で何人もの女性を襲撃した。第二は、1967年のジョン・トーメイ襲撃事件である。トーメイは、サトクリフが自白した殺人で使用されたものと同じタイプのハンマーで襲撃された。サトクリフ事件のような悪名高い事件では、事実と虚構と幻想を区別する線は不確定である。

サトクリフ事件は数多くの陰謀説によって取り巻かれているが、たぶんこのことは驚くに値しない。というのも、法医学史におけるサトクリフ事件の

役割は、事件の扇情的な諸事実以上に、注目すべきものだからであり、ジョン・ガン教授はこの事件を「法医学史上の画期的事件」として描いている(Daily Mail, 23 May 1981)。というのも、公判でボーラム判事は提出された限定責任の答弁の受理を拒否したからである。その理由の一部は、サトクリフは娼婦でない女性を少なくとも二人は殺害したのだから、この「抗弁」はこれらの殺人には拡張できないというものであった。しかし、原告被告双方の法曹が、かかる答弁は適切であるということに前もって合意していたのである。実際、限定責任の事件の大半が答弁という方法で扱われている。それゆえ、このことが争点として陪審の前に示されることは通常決してないのである。

しかしサトクリフ事件では、陪審の面前で奇妙な公判が行われた。公判では検察側の専門家が検察官（この事件では法務長官サー・マイケル・ヘイヴァース勅選弁護人）によって有効に反対尋問された。結局、12人中10人の陪審員がサトクリフを謀殺で有罪とした。彼らは彼が実際に精神科医を欺いていたと述べるか、あるいは自分たちは公判判事による推論の方向を採用する（それについて彼らは承知していなかったであろうが）と述べるかのいずれかであった。しかし彼らはある程度の「過酷な罰」(rough justice) を科した。というのも、彼らはサトクリフの言う「娼婦を通りから一掃するという使命」に該当すると自分たちが考える被害者に関して限定責任を理由とする故殺の評決を答申するのではなく、むしろ13件の謀殺全てについて彼を有罪としたからである。ここで、限定責任による抗弁は、専ら被告によって蓋然性の均衡に基づいて確立されねばならないということに留意すべきである⁸⁾。抗弁はこの要件にすら達しなかったのであるから、精神異常を理由に無罪の抗弁でもサトクリフはやはり成功しなかったであろうという見解には議論の余地がある。この陪審の評決は、そのような「素人」判断が下される、潜在的に不公正で移ろいやすい根拠というものを直ちに暴露している（無論、陪

審員たちの評決の真の根拠をわれわれは知りえない。というのも、陪審員への質問は許されていないからである。しかし、注目すべきことに、陪審団には二つの反対意見が存在したのである)。というのも、もし仮にサトクリフが、彼の言う「神の声」を聞き、それを真であると信じるほどに障害を負っていて、かつ混乱していたならば、この病気の激しさゆえに、彼が本当の被害者と不適切な被害者とを区別することができないということにならぬのはなぜだろうか。そして、もし彼が自分は神の声を聞いていると信じていたならば、人の手を通じてそのような恐るべき審判を執り行わせる神とはどのような神であると彼は信じていたのであろうか。

陪審が正しかったか間違っていたかは、ある水準では重要ではない。というのも、3年を待たずにサトクリフは精神病院へと移送されたのだが、それには精神病、精神病質、重度精神遅滞、精神遅滞が必要条件となるからである(1983年精神保健法第47条)。さらに、この精神障害は、「[彼が]治療のために病院に留置されるのを適切にする性質あるいは程度」(第47条(1)(b))のものでなくてはならない。そうなると、文書に記録されており、かつ深刻な精神病—それは刑事責任に影響力を及ぼすであろう—に罹っているにもかかわらず、サトクリフは完全に責任能力のある有罪判決を受けた故殺の複数犯であるということになる。ピーター・サトクリフにどんなレッテルが貼られようとも、顧みるに、彼に帰せられている現状には疑問の余地がある。サトクリフが有罪判決を受けた故殺犯であるということになっているのは、マクノートン・ルールがあまりに狭く導出され、あるいはあまりに厳格に適用されているからだろうか。それとも彼の弁護人がマクノートン・ルールが適用されないことを恐れたためだろうか。それとも何年にも亘って彼が警察による逮捕を回避することに「成功」したということが、限定責任と「精神異常を理由に無罪」の評決の双方を不適切にするのに十分な程度の「道徳的罪」を構成する基礎として利用されたからだろうか。

精神異常の問題は公判では提起されなかつたので、推測するのは難しい。だが、事件は当時別の仕方で扱われるべきだったのだろうか。「精神異常を理由に無罪」の抗弁の提起が全く試みられなかつたという点は興味深い。法律家たちにこの道筋をとることを思いとどませたのは、おそらく「法的不正の認識」だったのだろう。というのも、サトクリフは何年もの間、首尾よく逮捕を免れていたからである。だが、経験ある実務家ならば、このテストがもっとずっと寛大に適用されるということを知っていたであろう。さらに、もしサトクリフが、神に殺害を命じられたと信じるほど妄想にとらわれていたならば、彼は、自分が（全く歪んでいるにせよ）より崇高な道徳的権威に仕えているという考えにとらわれていたかもしれないと考えることもできる。しかし、この問題は提起され、さらに探究されることはなかつた。だが逆説的にも、限定責任の訴答の受理を拒否したボーラム判事による介入以前の専門家たちはみな、ピーター・サトクリフは犯行当時、彼が限定責任の抗弁から利益を得る資格があるほど十分に病んでいたという見解に満足であり、彼がどうであれ、彼は完全に責任能力のある故殺犯ではなかつたと述べているように見える。しかし実際には、彼らの考えるとおりにはならなかつたのである。

精神異常と責任

障害（disorders）の中には、患者の信念があまりにも奇怪だったり、気分の変化があまりにも大きくかつ説明のつかないものだったり、あるいは患者が態度や行動においてあまりにも変化したりするので、患者の状態を異質（alien）あるいは狂気としてしか説明できないものがある。そのような症例では、患者はこの行動に対して責任を負うべきではないというのが文明諸国における公認の意見である。

(バトラー報告 1975: 18. 6)

裁判の執行は、正義と寛容を兼ね備え、かつそのバランスをとらねばならない。……しかしこれは、明白な道徳的秩序と権威の文脈においてのみ道理にかなうことである。法廷には、刑罰、治療、またはその他の利用可能な選択肢の適用に際して、相当な裁量が認められなければならない。しかし有罪の人を「精神異常を理由に無罪」と認定することは、道徳的回避行為である。……そして私たちはみな、それを知っている。

(ジョージ・ワシントン大学ジョナサン・ターリー教授
USA today 2006年5月)

これら二つの引用文は、精神異常にに関する議論に行き渡っている道徳的分裂を例証している。罪を犯した時点で精神異常に罹っていることが分かった被告人は、道徳的責任を負うべきであるか。或る者は否定し（バトラー）、或る者は肯定する。或る者は、精神異常の性質および犯罪との関係（因果関係的もしくは相関的/偶発的）によって影響される。他の者は、動機づけられた/意図的な犯罪行為（計画的/予謀的など）と関連付けられる特徴の存在に（「精神異常」の存在が書類で証明されていてさえ）同様に影響される。そもそも、重篤な精神病に罹っている人びとでさえ、意思決定することができる能力を保持していることが認識されている⁹⁾。他の者は、犯行の時点で被告人の病んだ心のうちで何が進行していたかを知ることについて専門家でさえ能力があるのかを懸念する。それゆえ、この行為は意図的行為だったのか、それとも単にそう見えているだけなのかという測り知れない問題が生じる。そしてもし意図的だったとすれば、被告人にとってどんな意味があったのか（すなわち被告人はその時点での自分が何をしていると思ったのか）。この窮地を開拓しようと試みることは大いに問題を引き起こす。しかし何度も

繰り返すように、マクノートン・ルールは、心の病気 (a disease of the mind) の文脈においてさえ、能力ある行動の可能性を斟酌していない。というのも、このルールは、犯罪の時点で、被告人は自分が何をしているかを知っていたか、そしてもし知っていたなら、それが悪いことであることを知っていたかと問うからである。それは特定の行動についての能力のテストである。

この問題を研究しようとするにあたって、クラーク事件に関する合衆国最高裁の最近の判決が役に立つ。

クラーク対アリゾナ州訴訟（2006年）

クラーク対アリゾナ州訴訟に関する最高裁判決要旨 (syllabus) は次のとおりである¹⁰⁾。

クラークは、職務中の警察官を「意図的あるいは故意に」殺害することを禁じるアリゾナ州法のもとで第一級謀殺 (first-degree murder) により告発された。法廷裁判でクラークは、警官を撃ったこと、すなわち警官が死んだことに異議を唱えなかったが、警官を撃つ特別の意図があったこと、すなわち自分がそうすることを知っていたことを否定するために、事件時に自分が明白な偏執病的統合失調症にかかっていたことを頼りにした。したがって検察官は、クラークは犠牲者が警官であることを知っていたという情況証拠、およびクラークが警官を撃ちたいと以前に述べていて、犠牲者を殺すために現場におびき出したことを指摘する証言を提出した。クラークは、被告人側弁論 (defense case) を行うに当たって、精神病を主張した。彼がこれを導入しようと努めたのは、二つの目的のためである。一つは、明白かつ説得的な証拠による立証責任を自らに負わせつつ、他の州法の文言で言う「〔犯罪〕時に、犯罪行為

が悪いことであることを知らないほどの重大な精神疾患あるいは精神的欠陥 (defect) に苦しんでいた」という精神異常の積極的抗弁 (affirmative defense) を提起することである。次に、意図的にすなわち故意に警官を殺害するように行はれたという必要な主観的要件の検察側の証拠を反駁することを目的としたのである。

それゆえ問題は「悪い」とはどんな意味においてであるかということになる。英国では法律家は「不法行為」(wrongness) を法的な不法行為の知識と同一視する。(前述Windle参照。貴族院は、「不法行為」は常に法に反することを意味していること、そして道徳的な不法行為の規準 (test) は、陪審員の特定の観点に依存する正当化についての判定により、好ましくない程度の不確実を導入すると主張した。) けれども弁護士と陪審員は、法律家の見解のうわべの反対のうちに、道徳的不法行為の規準 (後述参照) をさまざまに適用して来た。どちらが権威あるのか。奇妙にも、Walker (1968: 101) は、本来のマクノートン・ルールは道徳的不法行為に言及していたこと、そして法的不法行為の規準は単なる便宜の結果として現れたことを主張した (115)。それは重要であるのか。クラーク事件から現れる答えは恐らく肯定的だろう。しかし後でさらに詳しく説明するが、もう一つの分析によれば、クラークは、どの規準を適用しようとも、恐らく有罪判決を受けただろう。

もし責任と非責任との境界線を創造するに際して—前者の場合、被告人には道徳的に責任があり、後者の場合、そうではない—精神異常が重要であるという命題から出発するなら、抗弁に対する明白な可能な正当化は二つある。第一に、刑事責任は最少程度の精神的能力を必要とするから、その命題は、犯罪者を「道徳的行為者」と考えるために必要な特性を満たしていないものとして区別するかもしれない¹¹⁾。個人の精神障害が、刑法を基礎付ける価値群に道徳的に関与する能力を実質的に妨げる場合には、関与させる方法とし

て刑罰を科すことには意味がない。制止には自己批判の意識が必要である。同様に報復は、それ自身の目的により認められるけれども、そのコストが、刑罰を科しかつ正当化することを求められる理性的行為者に対する衝撃に関して同様に認められるかどうかは、疑問である。第二に、刑事責任の選択理論は、犯罪者に犯罪の責任があると考えるために、犯罪者に他のやり方をすることを選ぶ機会があることが必要であると主張する。そしてもし被告人が自分が何をしているかを知らなかったか、あるいはそれが悪いことであることを知らなかったなら、彼らに責任があると考えるべきではない (Colvin 190: 382)。個人の考えが、基本的な一貫した価値群を反映する行為を行うことを妨げるほどゆがんでいる場合には、彼らの行為は公認された規範を破る意図を反映していること、したがって事後にこの「選択」のゆえに彼らを罰することを主張するのは問題である。それゆえ、私は他のところで、刑事裁判過程 (criminal justice process) には、精神的に障害のある犯罪者を彼らが何をしたかよりもむしろ、彼らが何者であるかを基にして扱う一般的の傾向があると論じたことがあって (Peay 2002)、前者〔何をしたか〕の接近方法は、犯罪者を自分のしたことに対して比例的に罰することを目的とする「正しい賞罰」のシステムにおそらく最も良く具現化しているものであるけれども、それら二つの接近方法が本当に分離できるかどうかは議論の余地がある。あるいは、Duff (1993: 379) が主張したように、「である」と「する」の区別は真正な区別ではない。

刑法から見れば、ある人間が何で「ある」かは、彼女が何を「する」かによって正確に構成されている。すなわち彼女の「性格」は彼女の行為によって構成されているのである。

彼はさらに、どちらの観点から犯罪責任を定義する試みも「選びうるもう

ひとつの接近方法」の要素をすぐに採用することになってしまうと論じる。

それゆえ、ある人間を犯罪に責任があるとするものは、「性格」とは異なる「選択」ではなく、また「選択」ないし行為とは異なる「性格」でもなく、責任ある道徳的行為者の行為として、法および法が守護する価値に対するある不適切な態度をそれ自体でかつそれだけで表す不法行為である。

(Duff 1993: 380)

人がどんな基礎から出発しようとも、「精神異常の」被告人に、有罪判決を受けた犯人 (a convicted criminal) である (そしてそれによって責任がある、非難に値する、刑罰に値する) とレッテルを貼ることは不当だろうと私は論じようと思う。しかしある地域が今日しているように、そして他の地域が過去にしていたように、単にそのような犯罪者を「有罪だが精神異常」とレッテルを貼り、彼らの精神状態を適切に考慮に入れることを処分の問題にゆだねることが正当であるだろうか。そのような接近方法はその単純性のゆえに明らかに魅力があるけれども、精神状態が犯罪の当時には根本的に影響を与えるが、有罪判決の時には見たところ大分回復している人々を正当に扱うことには失敗するのか。本当の「一時的精神異常」(temporary insanity) はまれであるかもしれないが、行為が麻薬により誘発された精神病 (a drug induced psychosis) に囚われている間に行われるとか、あるいは犯罪と裁判の間隔が他の基本的な状態の治療を容易にし、それによって犯罪と裁判の間の被告人の精神状態に変化をもたらすとかはまれではない。能力欠如が陪審にもはや明々白々ではない時に、「以前の」精神異常の主張は落ち着きが悪いのか。あるいはそのような状況においては、陪審は特に専門家の証拠に頼っているのか。そしてそれら専門家自身が疑惑の目で見られているか、あるいは彼らは、行動のさまざまな程度を扱う学問に慣れており、法の「黑白を

つける」接近方法には慣れていないので、彼らの証言が所与の法的境界線に到達するのに必要なほど強固ではないように見えるということなのか。もちろん、裁判時にあからさまに障害のある状態のままの被告人に対しては、（精神異常と答弁不適格に関する）1991年刑事訴訟法の答弁不適格の条項によって彼らが扱われることがより適切であろう。それゆえ定義により、「精神異常を理由に無罪」の抗弁を提起する被告人は常に、重大な障害の以前の主張と幾分か不釣合であるように見える。

これらの問題を除外すれば、では正確に言うと、ある法が犯されたとすると、いかにして精神異常は犯罪者を有責性から免責（excuse）または免除（exempt）するのか、そして次にいかにして「無罪」という呼称を正当化するのか。刑法においては、免責と免除は分析的には別であると考えられていることを思い起こすのは重要である。Wilsonは次のように述べている（2002: 288 - 9）。

免責は、外的事件に対する被告人の、道徳的には疑わしいとしても、道理にかなった対応を当てにする。免除は、道理にかなっていることの欠如を前提にしている。ルールに従う能力に欠けている人々を罰することは、単に不当であるよりもむしろ不適当である。

免責と免除の両者とも、それにもかかわらず不法行為者（wrongdoers）である人々に対する刑事責任を否定する¹²⁾。しかし精神異常の被告人は、どんな意味で不法行為者であるのか。彼らは、類比的には、襲撃されて自衛のために行動するという事実について錯誤（mistake）を犯す人々と似た立場にいる。これらの被告人に関しては、信念が正当に抱かれ、被告人が信じているとおりの状況下において行動が道理にかなっているとすれば、完全な無罪判決が結果として得られる（Beckford〔1988〕1 AC 130）。錯誤ある間違

った信念が法的精神異常（legal insanity）におけるように妄想から生じる場合には、犯罪者はマクノートン・ルールの適用を受けるのに潜在的に適格である。では精神異常抗弁（insanity defence）は、犯罪者の主觀的要件の要素を否認するために、免責として働くのだろうか。Loughnan（2005: 20）は、精神異常の申し立ては主觀的要件の單なる否認に帰着しないので、これは単純すぎると主張する。（けれども、前述のクラーク事件では、精神異常以外の精神障害の証拠は、犯罪の主觀的要件の要素を否認することを許可されなかった。それゆえ実際には、アリゾナ州法は、精神疾患ないし能力の欠如の証拠の使用を精神異常抗弁に関する使用に限定する。）Loughnanが論じるように、主觀的要件の要素は、例えば、客觀的な精神的要素によって構成されており、それは被告人の主觀的精神的要素を無関係とする。主觀的要件の要素がすでに失われているかもしれないか（Hennessy（1989）89 Cr App R 10 —無免許運転）、あるいは主觀的要件の要素がまったく必要とされないかもしれない場合には、精神異常の申し立ては、厳格責任違反（strict liability offence）にも適用される。最後に「悪い」の知識は、それだけでは主觀的要件を構成しない。というのは、被告人は、主觀的要件、例えば殺す意図を持っているかもしれないが、自分の行為が悪いとは知らないかもしれない。なぜならば、彼は、例えばガールフレンドを窒息死させているよりもむしろヘビと戦っていると思うとき、理性の欠如を構成する妄想のもとに行動しているのだからである（国対Lipman（1970）1 QB 152）。

不法行為者が科されるかもしれない刑罰の目的を理解するのに必要な能力を持たない場合、罰する理由がないこと、およびルールに従うことができない人びとを罰することは不適切でもあり不当でもあることを根拠に、精神異常は、ある種の被告人たちを、刑法の対象となる一般団体から区別することで、免除としてより適切に働く（Lacey 1988: 74）。かくして、道理にかなうことが欠如しているが、刑罰への要求はない。この点が、犯罪者の応答に道

理にかなうことを要求する前述の免責のケースとは違っている。

けれども、さらに、性格と選択の区分についてと同様に、これは間違った二分法であるかもしれない。精神異常は、自動症〔夢遊病など〕や中毒のように、免責と免除の境界線にまたがっているかもしれない。あるいは、Loughnanが主張するように（2005: 20）、そのどちらでもないかもしれない。というのも、仮に精神異常が免責あるいは免除に該当するとしても、州が（治療的処置であろうとも）なおも犯罪者の生活に強制的に干渉するのであるならば、それは貧弱なものにすぎないからである。

けれどもこの深遠な議論は、もし精神異常抗弁の影響にもっと的を絞ることができれば、それほど卓越したものではない。歴史的には、その効果は二つある。第一は、行動時の心の状態のゆえに、被告人を有罪としないことであり、第二は、無罪になった時の心的状態を無視して適切な処置を確保することである。これは両方とも遡及的にレッテルを貼ることおよび将来的な干渉の問題である。精神状態を無視した将来的な干渉は、最近の発展により（前述参照）幾分か改善されたけれども、精神異常抗弁は全面的に免除または無罪にしないという主張は真実である。むしろ精神異常抗弁は、将来的な干渉が必要と見なされる場合に他者の利益に有害であると証明された経歴的な障害（historic impairment）の証拠がある場合には、そのような人びとを区別する。あるいはディプロック卿がサリヴァン事件〔1984〕AC 156 at 172で主張したように、精神異常抗弁の主要目的は、「危険な行為の再発から社会を守る」ことである。よって、その本質は本質的に前向きである。実際、そのような考え方には、処置が過去の行為ないしそれに対する有責性によってではなく、予想される将来のふるまいを基にして決定される場合には、最近の判決宣告立法（sentencing legislation）における支配的テーマになってきたと論じられるかもしれない¹³⁾。

しかし個人的責任の評価が、たとえ州の観点からであろうと、成功した精

神異常抗弁の主要な目的ではないならば、精神異常評決（insanity verdict）（すなわち通常の無罪評決）のみが「全面的に責任なし」評決と同等であると主張することはどの程度正しいのだろうか（前述クルーニス参照）。精神異常のより「混合された」概念についての私たちの理解は、過失責任（negligence liability）に黑白をつける接近方法と両立するか。そしてなぜ寄与過失*****（contributory negligence）の概念は果たすべき役割を持たなかったのか。

実際面における精神異常は？

それでは精神異常抗弁は、イングランドおよびウェールズでいかに機能してきたか。（精神異常と答弁不適格に関する）1991年刑事訴訟法の通過までは、精神異常抗弁が援用される事例は極めて少なかった。実際この法律の導入前の五年間は、記録されたのは20件にすぎなかった（Mackay *et al* 2006）。マッケイとその同僚（Mackay *et al* 2006; Mackay and Kearns 1999）は、その後の時期の精神異常抗弁の利用を図表に表し、それが増加していることを発見した。法律施行後の最初の五年間で、44件の利用があった。そして次の五年間では72件であった。（精神病施設における不定期の監禁からより融通性のある処置へと）処置の選択肢が増えたならば、精神異常抗弁はもっと人気を集めると予想されていた。まだもっと増える可能性があるのかは未解決の問題である。しかし法律家と精神科医が次第に1991年法の処置選択に馴染んできたので、マクノートン抗弁がより幅広く適用されてきたことは疑いない。もちろん、弁護士に真に影響を与えたのが、ルールのより洗練された点であるのか、あるいは処置選択であるのかについては、かなり論争の余地がある点である。というのは、マッケイとその同僚は次のような事例を指摘しているからである、すなわち被告人が技術的にマクノートン・

ルールのどちらの部分 (limb) にも当てはまらないにもかかわらず精神異常抗弁は成功し、被告人は妄想的信念のために自分の行為が道徳的に悪いと信じていないという判決が出た事例である。不法行為についての部分に当てはまるところの方が、「当該行為の性質と良否」の部分に当てはまることよりも、精神異常評決の中に、より規則的に見出された。すなわち、概して被告人は、たとえば自分が殺していることを知っているという意味で、自分が何をしているかを知っていた。しかし自分が殺しているのが何（人間、悪魔、ヘビ）かは、より明白ではない。ヘビを殺すことは悪くないかもしれないし、あるいは悪魔を殺すことは道徳的に正当化されるかもしれないが、彼らが究極的に第一の、あるいは第二の部分に分類されるかは、彼らの妄想の正確な本性に非常に依存した。そしてあたかもある客観的な事実であるかのように、妄想の本性、内容、妥当性、信頼性を立証することは、常に不確実になって行く。結局、人は、本来的に不合理な状況に対して、合理的に基礎付けられた認識的テストを適用している。

おそらくこの問題に立ち向かうことであるのだが、精神科医はどうやら、「もし妄想が実際に現実であったとしたら、被告人の行動は法的にかつ/あるいは道徳的に正当化されたであろうか」という疑問を自分に問い合わせてきた (Mackay et al 2006: 411)。それゆえ、法的な不法行為は、法律家が係争中のケースに基づいて信じるように仕向けられるような厳格な基準ではない。このことが精神科の専門家の意見を議論の余地のある仕方で決定要素とする。というのは、陪審の協議は精神異常のケースでは大部分形式主義的だからである。

Mackay et al (2006) はまた、精神異常を支持する最も普通の診断は、統合失調症であると指摘する。被告人は概して男性（すべての被告人と共に）であり、平均年齢34.3歳である（犯罪の最盛期の年齢より著しく年取っている）。この関連でクルーニスとサトクリフは典型的である。また二人とも統

合失調症と診断されていた。けれども、二つのケースの結果の対照は啓発的であり、刑法に関する大きな問題を明らかにした。すなわち有責性の帰属は、本来的に疑問のある証拠に基づいてどの程度まで成功するか。それゆえ、クルーニスは、殺人の後の奇怪な振る舞いの恩恵を蒙る。しかるに、サトクリフの多年にわたる捜査からの逃亡の成功は、彼の犯罪的正常性のせいにされ、その後の精神医学的障害 (psychiatric disorder) に対する主張を疑わしいものにする。クルーニスの状態は、殺人の時点で医療機関 (services) によく知られていた。サトクリフは以前には知られていなかった。そして様々な仕事を続け、安定した結婚生活をしていて、一見、社会の成功者として生き残ってきた。このように、クルーニスの診断は論争の対象にならなかつたが、サトクリフの診断は、多様な謀殺に対する有罪判決を回避するための策略だと表現する人もいたのは、おそらく不思議ではない。けれども、統合失調症が進んでいる人は誰でも、或る時点で、最初の精神病的発作 (psychotic episode) を起こしているに違いない。もしこれが彼らの犯罪的行動によって医療機関の注意を惹くに至るなら、なぜ人に疑惑をもって見られるかもしれないかはもっと容易に分かる。しかしサトクリフの診断は、1984年から特別病院に入っていた限りでは、健全であったように見える。それでも診断が証拠によって支持されなかつたとしたら、彼は、システムが「完全に」働いたとすれば、20年間のある時点で刑務所に送されただろう。

それではなぜ裁判の時点で彼の精神的状態について疑惑がそんなに多かつたのか。これは一部にはいかに統合失調症（この病気には非常に多くの種類がある）が診断されるかに起因するかもしれない。精神障害の診断・統計マニュアル (American Psychiatric Association 2000) および精神・行動障害の国際的分類第10版 (World Health Organization 1992) は、必須条件を発表した。そしてこれらから直ちに明白になるのは、多くの精神病的状態の診断、とりわけ偏執病的統合失調症の診断は、患者が医者に話すことに特に頼

っていることである。統合失調症に対しては、糖尿病や貧血症に対する仕方での臨床的テストはない。偏執病的統合失調症においては、DSM〔精神障害診断・統計マニュアル〕IVに従えば、主な兆候は、一般に六ヶ月を超えるはっきりとした異常を伴う、少なくとも一ヶ月を超えて起こる妄想あるいは幻覚症状である。生氣のない感情、減少する会話、意志の欠如のような否定的兆候は、診断においてははるかに目立たない。それゆえ、観察されうる、あるいは観察された物事は、報告された経験よりもむしろ通常的ではなく、診断を潜在的により疑問のあるものにしている。犯罪あるいは複数の犯罪に先立って、異常であることと精神医療機関 (psychiatric services) の注意を避けることは、たとえ相対的に異常であっても、矛盾していない。

この文脈では、裁判時の問題点は専門家の証人の見解に頼っている。しかし抗弁に極めてよく当てはまると素人の陪審員たちの心に映るような明らかな異常者には、現に今ある異常を陪審に確信させるために、何らかの明らかな総体的兆候 (symptomatology) が必要であろう。抗精神病薬剤の導入以前には、精神病の兆候 (psychotic symptoms) が現れることは通常に経験されることだったろう。今日では、障害のもっと異様な現れを目撃することは、(最初の発作以外に、また精神病的タイプの病気を持つ人びとに接していて看護している人びとにに対して以外には) 稀である。それでも、「精神異常の理由による無罪」の成功した抗弁は、専門家ではなくて陪審に確信させる必要がある。そして陪審が、彼らの視界から事件を遠ざけるために一層役に立つであろう潜在的に厳格なテストを背景にして確信させられることによって、被告人が充足すべき蓋然性の均衡の敷居さえ、高められてしまう。最後に、法律の専門家もまた、被告人の経験の性質がマクノートン・ルールの諸条項に該当しないという見解をとる場合には、陪審の前にある潜在的なブルの大きさは、一層減るだろう。

結論

マクノートン・ルールは明らかに異常をきたしている者に正当に適用できるかという、私がこの論文の最初で提出した問題は、理論的適用に関しては否定でもって答えなければならない。認識的欠陥とは対照的に有意的欠陥を奉ずるマクノートン・ルールは、その失敗によって「目的に不向き」とされる。犯罪者のそのカテゴリー以外にも、自分がしていることが厳密な法的意味で悪いと知っているが、他の道徳的権威によって（歪んだ精神的過程に起因する）行動をしていると主張する人びとの適用に関しても問題がある。臨床医や陪審がマクノートン・ルールをより自由に解釈するお陰で、実践上、このグループが含まれうるとしても、そのことはこのルールを擁護しない。なぜならクラーク対アリゾナ州ケースが示しているように、決定権者 (decision-makers) の慈悲深い意向を保証できないし、疑いの優勢であることが障害ある被告人に有利に働くことも保証できないからである。

特に、1983年の昔にGlanville Williamsが精神障害に苦しむ人びとに対する「責任問題の実質的な消滅」があったと結論を出した (1983: 651)。そのような犯罪者は法廷によって同情的に扱われ、たとえ彼らがマクノートン・ルールによる抗弁を提起しなくとも、彼らは牢獄よりはむしろ病院に送られることができた。マクノートン・ルールに関して、問題や未解決の問い合わせまだ残っているであろうか。私は次のように提示したい。

1. 正当な名づけが重要である。その理由だけで、「…の理由により無罪」という個別評決は維持されるべきである。けれども、「精神異常」(insanity) という語を「精神障害」(mental disorder) という語に換えるという要請が長年続いていることも注目すべきである。廃れた名づけのゆえの汚名に耐えることは、容易に癒される。罪の原因を正当に帰することができない

場合に、罪の欠如を包括する利用可能な名づけがないことは、個人間で不当に差別する可能性に関するかにより深刻である。

2. 合衆国の幾つかの州で起きたように、人がマクノートン・ルールの第二の部分に照らして不法行為の要素を保持しているとするならば、認識的能力の問題を扱わずに済むと論じることは、十分であるか。これに有利な一つの議論は、認識的不能力が「悪さ」の理解の問題に何らか関係がある場合には、第一の部分は余計であるという議論である。(それゆえ、「もし被告人が行動する時にしていることを知らなかったならば、犯罪として告発されている悪い行為を行っていることを知ることができなかっただろう。」——クラーク対アリゾナ判決要旨参照) 反対の議論は、テストの厳格さが潜在的に被告人の不利益に働くという議論である。すなわち、確かにクラークは、どんな理由があろうとも、その時に病気であるにもかかわらず、精神異常抗弁を証明することができなかつた。これが、彼の統合失調症(これには異議がなかった)により本人が認識的あるいは道徳的能力をまったく欠くに至ったことを裁判官が納得しなかつた理由だった。精神医学の専門家は結局、彼の障害が主観的要件を形成するのにいかに影響したか、すなわち必要な認識的、道徳的、有意的能力を働かせるのにいかに影響したかについて不同意だった。あるいは裁判官は、妄想(政府の役人に扮した異星人たちが自分を殺そうとしていること、そして弾丸だけが異星人を防ぐ唯一の方法であること)の性質を必ずしも信じていなかった。判決は次のように断言している、すなわち、裁判官は、犯罪の事実、専門家の評価、射殺前後のクラークの行動、彼を知っている人びとの觀察に照らして、クラークは統合失調症によって自分の行為が悪いと知らないほど重大に現実の知覚を歪めていたことを立証しなかつたと結論した、と。

しかしこれはもっと単純に述べることができるだろうか。病気の重大さにもかかわらず、裁判官や陪審員に無罪にすることを道徳的に嫌にさせる

ある種の被告人たちがいるということだったのか。利用可能な要素に従つて正当化が変化するような有罪判決は、怠慢的態度であるのか。もしこれが本当なら、テストをどのようにするかはあまり違いを生まないだろう。反対の議論は次のとおりである、すなわち、もし妄想が主観的に真実だとしたら〔異星人を撃つのは法的に悪いことでありうるか〕、あるいはクラークは間違いを犯して、それを真実だと信じているとしたら、そしてその信念が精神障害に由来するという事実がなければ、彼は、イギリンド法の下で、自己防衛という完全な抗弁をしただろう¹⁴⁾。

3. 抗弁の目的のために被告人が精神異常であることを蓋然性の均衡に基づいて証明する責任を被告人自身に負わせることによって、州または国（the State/Crown）は、被告人が（単に精神障害の存在とそれの主観的要件への影響に行き着くだけの）より弱い証拠を、被告人は正気であり、正常な責任能力を有しているという推定に異議を唱える根拠として用いること（すなわち、その事件を合理的な疑いを超えて立証することを検察に求めること）を効果的に防いでいる。それゆえ精神異常を申し立てることを欲する被告人に対して、敷居は非常に高く設定されている。個人の精神的プロセスが国に接近不可能であることを考慮に入れるならば、議論の余地はあるものの、そうすることは恐らく正しいだろう。さらに反対の議論は次のようにであろう、すなわち意図の証明は、精神障害を含まない事件でさえ、国にとっては危いものでありうるし、また犯罪の抗弁を通じて日常的に引き起こされている。将来の前向きな結果と、「無罪」であるにもかかわらず、自然に汚名が着せられることを考慮するとき、被告人にとって精神異常による無罪を申し立てることが十分でないのはなぜか。法は、精神異常に正当な名称を与えることよりも、「有罪」を確立することにより関心を持っているということなのか。
4. 精神医学的および心理学的判断と法の判断との合致の欠如は、課題を残す。

クラーク対アリゾナ州の判決要旨は次のように述べている。

主観的要件に関係がある観察証拠とは異なり、能力証拠は判断から成り立っており、そして判断は多数の危険をはらんでいる。そのような能力判断は極めて大きな信頼に基づいて下されるかもしれないが、能力判断の潜在的に薄弱な性格は、まさにこの事件の抗弁における専門家の率直さによって示されている。彼は、クラークが状況を現実的に正しく認識し、自分のしていることの悪さを理解する能力に欠けていると証言したが、射殺時にクラークの心に何があったかを誰も正確に知らないことを認めた。専門家が自分の心の理解は信頼できると確信している時でさえ、能力の基本的なカテゴリーを扱う判断は、治療について考えるために考案されている心理学の概念から、刑事責任を考えるために考案されている法的な正気 (sane) の概念へ飛躍を必要とする。

しかし残った問題は、不確実性の恩恵は誰の方へ行くべきかである。もし被告人が主張する妄想を本当に経験していたなら、私の見解では、責任を帰すことは明らかに誤りである。もし被告人が妄想を捏造したという意味で、妄想が真実でないなら、連想される汚名と評決から起きる結果を考慮に入れれば、精神異常を選ぶことは合理的な選択ではない。実際、個別評決の真の問題は、おそらく、被告人にともかく〔精神異常による無罪〕抗弁を起こさせることである。そしてもし疑問が残るなら、その恩恵が被告人に行くべきでないのはなぜか。病気でないのに間違って病院で苦しむ人がいること、あるいは病気なのに間違って牢獄で苦しむ人がいることは好ましいことか。

5. 男性の既決囚の約7%が機能的精神病的障害 (functional psychotic disorders) に罹っていると現在見積もられている。この障害の多くは精神

的保健施設への移送を正当化するに足る重大性があるだろう。これらの個人が牢獄にいるのはなぜかという理由は複雑であるが (Peay 2002: 761)、彼らが現にそこにいることは次のような問題を不可避とする。すなわち、もし〔精神異常による無罪の〕抗弁がもっと自由な形式で利用可能だったならば、何人の犯罪者が、「精神異常により無罪」となるはずの犯罪に関して有罪判決を受けているのだろうかという問題である。

6. 最後に、英国および合衆国の双方において決定権者が刑事責任の帰属に関する精神病の診断との関連をこれほど疑っているのはなぜかという問題が問われるかもしれない。もし精神的状態を診断することが精密な科学ではないならば、罪を決定することも精密科学ではないのである。しかしながら、理解を超えて客観的に極悪に見える個人が、概して主観的理解を基に罪を決定するシステムの外に置かれているということは正しいことなのだろうか。

参考文献

- American Psychiatric Association (2000) *DSM-IV-TR: Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders*
- Butler, Lord (1975) *Report of the Committee on Mentally Abnormal Offenders*. Cmnd 6244. London: HMSO
- Colvin E. (1990) 'Exculpatory Defences in Criminal Law' *Oxford Journal of Legal Studies*. 10: 381-407
- Criminal Law Revision Committee (1972) 11th Report *Evidence (General)* Cmnd 4991
- Duff, R.A. (1993) 'Choice, Character and Criminal Liability' *Law and Philosophy* 12: 345-383
- Fazel, S. and Grann, M. (2006) 'The Population Impact of Severe Mental Illness on Violent Crime'. *American Journal of Psychiatry* 163:1397-1401

-
- Lacey, N. (1988) *State Punishment* London: Routledge
- Loughnan, A. E. (2005) "Manifest Madness". Change and Continuity in the Insanity Defence.' Paper presented at the 29th Meeting of the International Academy of Law and Mental Health, Paris, July 2005
- Loughnan, A. E. (2006) "Manifest Madness": Towards a New Understanding of the Insanity Defence'. Paper to be submitted to the Oxford Journal of Legal Studies.
- Mackay, R. D. (1990) 'Fact and Fiction about the Insanity Defence' *Criminal Law Review* 247-255
- Mackay, R. D. and Kearns, G. (1999) , 'More Fact (s) about the Insanity Defence', *Criminal Law Review*: 714-25.
- Mackay, R. D. and Mitchell, B.J. (2006) 'Sleepwalking, Automatism and Insanity', *Criminal Law Review* 901-905
- Mackay, R. D., Mitchell, B.J. and Howe, L. (2006) , 'Yet More Facts about the Insanity Defence', *Criminal Law Review*: 399-411.
- Monahan, J. et al (2001) *Rethinking Risk Assessment: The MacArthur Study of Mental Disorder and Violence* Oxford: Oxford University Press.
- Moran, R. (1985) 'The Origin of Insanity as a Special Verdict: The Trial for Treason of James Hadfield'. *Law and Society Review* 19 (3) 487-521
- Peay, J. (1999) 'Thinking Horses, not Zebras' in D. Webb and R. Harris (eds) *Mentally Disordered Offenders: Managing People Nobody Owns*. London: Routledge
- Peay, J. (2002) 'Mentally Disordered Offenders, Mental Health and Crime' in M. Maguire., R. Morgan, and R. Reiner (Eds) *The Oxford Handbook of Criminology* 3rd Edition Oxford: Oxford University Press
- Rogers P. (2006) Command Hallucinations and Violence. Unpublished Research conducted for the Wales Office of Research and Development: presented at the Broadmoor Hospital & Imperial College Quarterly Seminar, Easthampstead Park, 28th April 2006
- Smith, K. J. M. (1998) *Lawyers, Legislators and Theorists*. Oxford: Clarendon Press
- Walker, N. (1968) *Crime and Insanity in England* (Vol 1 *The Historical*
-

- Perspective)*. Edinburgh: Edinburgh University Press.
- Williams, G. (1983) *Textbook of Criminal Law*. 2nd Edition. London: Stevens and Sons
- Wilson, W. (2002) *Central Issues in Criminal Law*. Oxford: Hart Publishing
- World Health Organization (1992) *ICD-10: The ICD-10 Classification of Mental and Behavioural Disorders: Clinical Descriptions and Diagnostic Guidelines*

訳者註

*陪審が争点となっている個々の事実ごとにその有無を認定する評決。原告の請求認容・棄却または被告人の有罪・無罪という結論のみを示す。

**予謀 (malice aforethought) — 犯罪の実行の着手以前に存在する違法な行為をする意思一をもって行われた不法な殺人を謀殺 (murder) という。これに対して、予謀なく行われた不法な殺人—挑発による激怒からなされた殺人はその典型例である—を故殺・非謀殺 (manslaughter) という。

*** 「証拠の優越」(preponderance of evidence) ともいう。ある事実についての証拠の重さ、証明力が全体として、相手方のそれよりも優越していること。民事事件ではこれによって、当該事実の存在ないし不存在を認定してよいとされる。

**** 理性のある人なら当然抱くであろうような疑い。刑事訴訟においては、訴追にかかる犯罪事実が検察側により「合理的な疑い」を超える程度に証明されないかぎり、被告人は有罪とされない。

***** 訳者補足。

***** 自己の損害の発生に寄与した被害者（原告）自身の過失。

註

- 1) 2006年4月19日審理、2006年6月29日判決 合衆国最高裁 No. 05-5966。
 - 2) たとえば刑法改正委員会は、マクノートン抗弁を反証する責任を原告に負わせ、かつそれを立証することを被告に要求しないよう勧告した (CLRC 1972 para 140)。
 - 3) マクノートン・ルールの発展以前には、ハドフィールド事件が適用されて
-
-

いた。ジェームズ・ハドフィールドは国王ジョージ3世を撃とうとしたという上で1800年に大逆罪で起訴された。陪審の決定には次のような理由が附記されていた。すなわち、「被告人は犯行が行われた当時、精神異常の影響下にあったのだから、われわれは被告人を無罪と認定する」(Moran 1985: 510を見よ)。これによって陪審はこの個別評決の基礎を最初につくり出したのである。「犯罪を犯した精神障害者に関する1800年法」(the *Criminal Lunatics Act 1800*)が足早にこれに追随した。同法は、精神異常とされ、反逆罪、謀殺罪、刑罰に加えて財産没収を伴う重罪(felony)で起訴されている者の留置を認めており、遡及的にハドフィールドに適用された。1883年に「精神障害者の公判に関する法」(the *Trial of Lunatics Act*)が通過し、「有罪しかし精神異常」へと認定が変わったが、これでさえもなお、技術的には無罪放免を指定した。というのも、それに反対する手段が存在しえなかつたからである。同法は、「(精神異常者の)刑事手続に関する1964年法」(the *Criminal Procedure (Insanity) Act 1964*)によって、形式的には「精神異常を理由に無罪」へと回帰した。

- 4) *Bellingham* (1812) OBSP 272におけるマンスフィールド主席裁判官。
- 5) 限定責任の認定に際して、刑を宣告する判事は完全な裁量を有している。終身刑、定期刑、身体の拘束を伴わない刑のいずれを科するか、あるいは1983年精神保健法に基づく処分という選択に訴えるかは判事次第なのである。
- 6) クリストファー・クルーニス（訴訟後見人クリストファー・プリンス）対カムデンおよびイズリントン保健局。控訴院判決1997年12月5日 QBENI 97/0044/E。
- 7) 術語「偏執病的統合失調症」(paranoid schizophrenia)と「精神病質」(psychopath)はしばしば混同され、全く不適切に使用されている。たとえば、サトクリフ事件を論じているthe *New Criminologist*の記事では、彼はさまざまな仕方で双方の疾患に罹っているものとして描かれている。
- 8) 1957年殺人法(The Homicide Act 1957) 第2条(1)は限定責任による抗弁を扱っている。同条は、被告の精神異常(abnormality of mind)が、当該殺人の実行あるいは当事者たることにおける自分の作為および不作為に対する精神的責任を害するものであったということを、被告自身が確立するよう要求している。

-
-
- 9) 精神病、精神異常、意思決定能力の欠如は、それぞれが、異なる人びとの集団に適用される術語である。けれども中には、その三つの術語すべてが同時に適用されるにふさわしい人びともいる。
 - 10) 【合衆国の】判決要旨は【英國の】拡大頭註（extended headnote）と同義である。それは判決の法廷記録係によって起草され、法廷の判決理由（opinion）と同時に発表される。しかし判決自体の一部を構成してはいない。アメリカ合衆国対デトロイト木材会社、200 U. S. 321 参照。
 - 11) (訳者註) 原文は註11を欠く。
 - 12) 興味深いことに、強迫の抗弁（免責と免除にまたがると論じ得る）は、イングランド法では、謀殺の説示にまで拡張されない（国対ハウおよびバニスター〔1987〕1 All ER 771 HoL参照）。謀殺の場合には、規範的法原則はゆがめられているように見える。
 - 13) 少なくともイングランドおよびウェールズではそうである。刑事訴訟法2003参照。
 - 14) 国対マーティン〔2002〕1 Cr App R 27 参照。控訴院は、被告人が脅かされているという間違った信念がどこから来ているかを陪審に理解させるのに助けとなる精神医学的証拠を認めなかった。

*本稿は、Jill Peay教授の論文“Insanity and Responsibility: Does M'Naghten do Justice to the Manifestly Mad?”の日本語訳であり、それは、2006年12月9日に東京大学本郷キャンパス法文2号館一番大教室で行われた21世紀COE「死生学の構築」国際シンポジウム「精神医療と触法行為の死生学－殺人行為をめぐって－」における同教授の提題のもととなった論考である。

(ジル・ピーエイ ロンドン・スクール・オブ・エコノミックス教授)
(しまむら・ひさゆき 東京大学大学院人文社会系研究科博士課程)
(いまむら・けんいちろう 東京大学大学院人文社会系研究科博士課程)
